条約

サイバー犯罪に関する条約をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年七月四日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第七号

サイバー犯罪に関する条約

前文

欧州評議会の加盟国及びこの条約に署名したその他の国は、

欧州評議会の目的がその加盟国の一層強化された統合を達成することであることを考慮し、

この条約の他の締約国との協力を促進することの価値を認識し、

特に適当な法令を制定し及び国際協力を促進することによって、サイバー犯罪から社会を保護することを目的とした共通の刑事政策を優先事項として追求することが必要であることを確信し、

コンピュータ・ネットワークがデジタル化され、統合され及び地球的規模で拡大し続けることによってもたらされる大きな変化を認識し、

コンピュータ・ネットワーク及び電子情報が犯罪を行うためにも利用される可能性があるという危険並びに犯罪に関する証拠がコンピュータ・ネットワークによって蔵置され及び送信される可能性があるという危険を憂慮し、

サイバー犯罪との戦いにおいて国家と民間業界との間の協力が必要であること並びに情報技術の利用及び開発において正当な利益を保護することが必要であることを認識し、

サイバー犯罪と効果的に戦うためには、刑事問題に関する国際協力を強化し、迅速に行い、かつ、十分に機能させることが必要であることを確信し、

この条約に規定する行為を犯罪として定め及びそのような犯罪と効果的に戦うための十分な権限の付与について定めること、そのような犯罪の探知、捜査及び訴追を国内的にも国際的にも促進すること並びに迅速で信頼し得る国際協力のための措置を定めることによって、コンピュータ・システム、コンピュータ・ネットワーク及びコンピュータ・データの秘密性、完全性及び利用可能性に対して向けられた行為並びにコンピュータ・システム、コンピュータ・ネットワーク及びコンピュータ・データの濫用を抑止するために、この条約が必要であることを確信し、

すべての者が有する干渉されることなく意見を持つ権利、表現の自由（国境とのかかわりなくあらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由等）についての権利及びプライバシーの尊重についての権利を再確認する千九百五十年に欧州評議会で採択された人権及び基本的自由の保護に関する条約、千九百六十六年に国際連合で採択された市民的及び政治的権利に関する国際規約その他の適用される人権に関する国際条約にうたう法の執行の利益と基本的人権の尊重との間に適正な均衡を確保することが必要であることに留意し、

また、個人情報の保護についての権利（例えば、千九百八十一年に欧州評議会で採択された個人情報の自動処理における個人の保護に関する条約によって付与されている権利）に留意し、

千九百八十九年に国際連合で採択された児童の権利に関する条約及び千九百九十九年に国際労働機関で採択された最悪の形態の児童労働条約を考慮し、

欧州評議会で採択された刑事分野における協力に関する現行の諸条約及び欧州評議会の加盟国と他の国々との間に存在する同様の諸条約を考慮し、並びにこの条約が、コンピュータ・システム及びコンピュータ・データに関連する犯罪に関する捜査及び刑事訴訟をより効果的なものとし、かつ、犯罪に関する電子的形態の証拠の収集を可能とするために、それらの条約を補足することを目的とするものであることを強調し、

国際連合、経済協力開発機構、欧州連合及び主要八箇国（Ｇ８）の活動その他の近年の進展により、サイバー犯罪との戦いに関する国際的な理解及び協力が更に進められていることを歓迎し、

刑事問題についての相互援助に関する欧州条約の実際の適用（電気通信の傍受に係る嘱託状に関するもの）に関する閣僚委員会勧告第十号（千九百八十五年）、著作権及び著作隣接権の分野における違法な複製行為に関する同勧告第二号（千九百八十八年）、警察部門における個人情報の使用を規制する同勧告第十五号（千九百八十七年）、電気通信サービス（特に電話サービス）の領域における個人情報の保護に関する同勧告第四号（千九百九十五年）、特定のコンピュータ犯罪の定義について国内の立法機関のための指針を提供するコンピュータに関連する犯罪に関する同勧告第九号（千九百八十九年）及び刑事手続法における情報技術に関連する問題に関する同勧告第十三号（千九百九十五年）を想起し、

第二十一回欧州司法大臣会議（千九百九十七年六月十日及び十一日にプラハで開催）において採択された決議第一号（国内刑事法の規定を相互に一層類似したものとし及びサイバー犯罪の捜査について効果的な手段を利用可能とするために犯罪問題に関する欧州委員会（ＣＤＰＣ）が実施するサイバー犯罪に関する作業を支持するよう閣僚委員会に勧告したもの）及び第二十三回欧州司法大臣会議（二千年六月八日及び九日にロンドンで開催）において採択された決議第三号（できる限り多数の国がこの条約の締約国となることができるようにするための適当な解決を見いだすために交渉当事国が努力を継続するよう奨励し、及びサイバー犯罪との戦いについての特有の要件を十分に考慮した迅速かつ効果的な国際協力体制の必要性を認めたもの）に考慮を払い、

また、第二回首脳会議（千九百九十七年十月十日及び十一日にストラスブールで開催）において欧州評議会の加盟国の元首又は政府の長によって採択された行動計画（欧州評議会の基準及び価値に基づき新たな情報技術の開発に対する共通の対応を追求するためのもの）に考慮を払って、

次のとおり協定した。

第一章　用語

第一条　定義

この条約の適用上、

a　「コンピュータ・システム」とは、プログラムに従ってデータの自動処理を行う装置又は相互に接続された若しくは関連する一群の装置であってそのうちの一若しくは二以上の装置がプログラムに従ってデータの自動処理を行うものをいう。

b　「コンピュータ・データ」とは、コンピュータ・システムにおける処理に適した形式によって事実、情報又は概念を表したものをいい、コンピュータ・システムに何らかの機能を実行させるための適当なプログラムを含む。

c　「サービス・プロバイダ」とは、次のものをいう。

i　そのサービスの利用者に対しコンピュータ・システムによって通信する能力を提供する者（公私を問わない。）

ii　iに規定する通信サービス又はその利用者のために、コンピュータ・データを処理し又は蔵置するその他の者

d　「通信記録」とは、コンピュータ・システムによる通信に関するコンピュータ・データであって、通信の連鎖の一部を構成するコンピュータ・システムによって作り出され、かつ、通信の発信元、発信先、経路、時刻、日付、規模若しくは継続時間又は通信の基礎となるサービスの種類を示すものをいう。